

松山市介護保険給付におけるマイナンバー（個人番号）の取扱いについて

令和6年4月1日現在

平成28年1月1日から、申請の一部で被保険者の方の代理権の確認・マイナンバーの記入・マイナンバーの確認・窓口に来られた方の身元確認が必要になっております。ご理解よろしく申し上げます。

■松山市介護保険給付関連についての取扱いが変更された申請

- 介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書 ●高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 介護保険負担限度額認定申請書 ●介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証） ●居宅介護サービス費等支給申請書（償還払）（2種類有）



■申請者別マイナンバー利用開始に伴う申請内容の取扱い

	ご本人が申請される場合	相続人が申請される場合	法定代理人が申請される場合 (成年後見人・保佐人・補助人)	任意代理人が申請される場合 (委任状等 代理権を持った方)	使用者が申請書を提出される場合（代理権のない方が申請書を提出される場合）
代理権の確認	-	-	◎絶対必要（代理人） (原則、原本確認)	◎絶対必要（代理人） (原則、原本提出)	-
①マイナンバーの記入	○要	○要(被保険者の番号)	○要(被保険者の番号)	○要(被保険者の番号)	○要(被保険者の番号)
②マイナンバーの確認(窓口での確認)	○要 (原則、原本確認)	○要 (コピー提示可)	○要 (コピー提示可)	○要 (コピー提示可)	○要 (コピー提出可)
③身元確認	○要(被保険者本人) (原則、原本確認)	○要(相続人) (原則、原本確認)	◎絶対必要(代理人) (原則、原本確認)	○要(代理人) (原則、原本確認)	○要(被保険者) (コピー提出可)
備考	郵送の場合、②・③書類はコピー可	その他、相続関係が分かる書類(戸籍謄本など)が必要です。 郵送の場合、②・③書類はコピー可	郵送の場合、②・③書類はコピー可	代理権の確認ができない場合は、使用者として扱います。 郵送の場合、②・③書類はコピー可	申請書類一式を封筒に入れて提出してください。 ※本人による郵送申請と同じ扱いになります。

■代理権が確認できる書類

代理人	確認書類の例
法定代理人 (成年後見人・保佐人・補助人 等)	○成年後見登記に関する登記事項証明書 ○成年後見に関する家庭裁判所の審判書(写)と確定証明書 など ※上記に加え、代理人の本人確認のできる書類のコピーをいただきます。
任意代理人	○委任状 (ただし、委任状による代理権の確認が困難な場合は被保険者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証等の原本を確認後、コピーをいただくことで代理権を確認することができます。) ※上記に加え、代理人の身元確認のできる書類のコピーをいただきます。

■身元確認ができる書類

提示のしかた	提示する書類
1点で良いもの	いずれか1点が必要です(郵送の場合はコピー可) 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード(個人番号カード)・住基カード様式第2(顔写真あり) 身体障害者手帳・在留カード(外国人住民)(更新前の外国人登録証明書を含む)・ 特別永住者証明書(外国人住民)(更新前の外国人登録証明書を含む)・一時庇護許可書・仮滞在許可書・ 運転経歴証明書(*H24.4.1以降の交付)・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(顔写真あり) 雇用保険受給資格者証・居宅介護支援専門員証 等
2点が必要なもの	いずれか2点が必要です(郵送の場合はコピー可) <官公署等発行(顔写真なし)> 住基カード様式第1(顔写真なし)・医療保険証・年金手帳・年金証書・介護保険証・介護保険負担限度額認定証・ 介護保険負担割合証・各種医療受給者証・保護受給証明書・運転経歴証明書(*H24.3.31以前の交付)・精神障害者 保健福祉手帳(顔写真なし)等
その他	上記「2点が必要なもの」の1つに、下記を加え組み合わせて2点の提示が必要(郵送の場合はコピー可) ※下記を2点以上提示しても不可 氏名及び住所の記載された公共料金の領収書・官公署発行の本人宛郵便物 等